

令和 5 年 12 月 会 議
第 6 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和5年12月27日(水)

開催の場所 議会棟全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号8番	木村寛
議席番号2番	比留川賢次	議席番号9番	金子美登里
議席番号3番	笠間保一	議席番号10番	橋本久男
議席番号4番	比留川義昭	議席番号11番	大塚秀一
議席番号5番	山田誠一	議席番号12番	宇野政信
議席番号6番	内田直彌	議席番号13番	早川新市
議席番号7番	早川晴子	議席番号14番	古塩貞夫

欠席委員

出席推進委員

第1地区担当	山田英毅	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	峯山健吾		

欠席推進委員

傍聴人 0名

提出した議案

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請事案

議案第50号 農用地利用集積計画決定事案

報告第11号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議事の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山 豊
次 長	三 枝 利 行
総 括 副 主 幹	森 山 由 起 子
主 事	小 林 優

9時30分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）（挨拶）

ただ今より第6回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、14名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますので報告いたします。

○議長（古塩 貞夫君）次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、9番金子委員、10番橋本委員のご両名をお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（森山総括副主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、資料1、協議会資料のほか、本日皆様の机上に諸般の報告、農政時報をお配りしておりますので御確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。1月4日、年頭挨拶におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。14日、消防出初式におきまして、会長が出席の予定でございます。23日、審議案件現地調査、市内一円におきまして、第2班の委員が出席される予定でございます。

同日、第7回農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。29日、第7回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第5条許可申請1件838平方メートル、農用地利用集積計画決定8件15,295.46平方メートル、法第5条届出9件1,778.62平方メートル、法第18条通知等1件 2,404平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。それでは、日程第1号、議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理

番号 21 番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 4 ページ、5 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請事案、整理番号 21 番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりでございます。申請地は綾瀬市[REDACTED]外 4 筆、地目畑、地積合計 838 平方メートルでございます。一時転用の目的は、仮設作業場で、一時転用の理由は、秦浜線鉄塔改修工事とのことでございます。権利の種類につきましては、賃貸借権の設定、場所につきましては 5 ページの案内図をご参照願います。

また、別冊資料 1 で申請図面等を配布してございますので、併せて参照願います。

工事の概要及び周辺への防除対策でございますが、工事の概要は、敷地内を鉄板敷きとし、周囲にガードフェンスを設置するとともに、周辺への安全対策等に配慮するとのことでございます。また、雨水につきましては、自然浸透の敷地内処理にするとのことでございます。工期は許可後から令和 6 年 6 月 15 日まででございます。申請地は市街化調整区域、農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第 2 種農地に該当し、転用許可できる農地でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表委員より報告願います。2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次君）本件については 12 月 20 日に、第 1 班、4 名と推進員 1 名、職員 2 名により、現地調査を実施いたしました。整理番号 21 番については、鉄塔の周りはきれいに耕運されており、問題がなかろうかと思えます。第 1 班といたしましては、許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、綾瀬市[REDACTED]外 4 筆、地目畑、地積 838 平方メートルの、農地転用に係る農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

1. 転用を行う理由と、この地を選定した理由について

- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

○参考人 () 私 () 担当しております。 () と申します。よろしくお願ひいたします。

○参考人 () () と申します。よろしくお願ひいたします。1番、東京電力の鉄塔の部材の組み換えで工事を計画しております。対象の鉄塔が、農地との隣接地に立地しておりまして、鉄塔用地内だけでは、工事の施工が困難なことから隣接地にある農地を、仮設作業場として借用して施工する予定としております。農地以外の土地を最優先として選定をしておるんですが、今回の場合、周辺が農地であることから、やむを得なく農地内である本申請地を使用させざるを得ない状況という事で選定させていただきました。

2番につきましては、敷地内は鉄板敷とさせていただきます、使用範囲はガードフェンスを設置して周囲を囲わせていただきます。あと工事用重機を使用する作業や資材置場の仮設作業場としての使用を計画しております。

3番につきましては、農地の使用に当たりましては、使用範囲外へ機材等を拡散させることなく、周辺農地への立入りは行わないように気をつけたいと思います。雨水処理につきましても、周囲にガードフェンスを設置いたしまして、敷地外に出さないように十分な対策を行いたいと思います。

4番につきましては、工期は来年の令和6年2月13日から6月15日までということで、およそ5か月間の工期となります。まず、仮設を設置させていただきます、それから部材の取替え工事をさせていただきます。工事が終わりましたら、仮設を撤去いたしまして、最後農地の復元工事となります。安全策としましては、先ほども申し上げましたとおり、ガードフェンスを設置しまして、安全確保を行いたいと思います。

5番につきましては、所有者様と耕作者様に、今回の本計画につきましては了解を得ております。また、周辺の自治会様の会長様に、年明け早々に説明を実施する予定です。あと、

場合によっては、区長様に説明をする予定であります。

6番につきましては、作業終了時や現場を離れる場合は、キャスターゲートのほうに鍵の施錠を個別に行いたいと思います。万が一に苦情が発生した場合は、当方にて対応を行いたいと思います。工事が完了いたしましたら、農地を農地として原状回復のほうをさせていただく予定であります。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）はいありがとうございました。私のほうから質問は以上でございます。次に委員のほうからの質問にお答えください。

それでは、この件につきまして参考人に質疑がありましたら御発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質疑は以上といたします。それでは参考人に申し上げます。本日は大変お忙しいところを綾瀬市農業委員会の会議の席に御出席いただきましてありがとうございました。

この後ですね、申請されました案件につきましてさらに慎重に審議をいたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもって退席をしていただきますありがとうございます。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件につきまして地域の担当員として補足する事項がございましたら発言をお願いいたします。5番 山田委員。

○5番（山田 誠一君）それでは本件につきまして、地域の担当委員として発言します。12月6日に現地を確認いたしました。申請地は耕運されており、第2種農地として問題はないと判断いたします。申請地は、一時的な転用であり、農地に復元するということから、一時的な使用はやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件につきまして、意見等がございましたら発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号21番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、日程第2号、議案第50号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号86番を議題といたしますが、整理番号86番、87番の2件は申出人であります借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)それでは、一括して審議いたします。

本件につきましては、[]委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間しばらくご退席を願います。

([] 委員退席)

○議長(古塩 貞夫君)ただ今、[]委員が退席されました。現在の委員数は[]名、推進委員[]名です。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹)総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号86番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は17,679平方メートル、申出地は[]、外4筆、地目畑、地積合計4,456平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は平成27年、4回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域農用地でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。

貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号87番でございます。

申出人は記載のとおりでございます。申出地は[]、地目畑、地積991平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年2月1日から令和9年1月31日までの3年間でございます。設定初年は平成30年で、3回目の権利設定でございます。申出人の耕作面積、利用目的、都市計画区域等につきましては、整理番号86番と同一でございます。場所につきましては、9ページの案内図をご

参照願います。

貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのこととございます。

この2件の借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積は自作の畑11,737平方メートル、利用集積による畑5,942平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、母の2名で、従事日数は320日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法 附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告願います。2番 比留川 賢次委員

○2番（比留川 賢次君）整理番号86番については、1月取りのキャベツが栽培されており、これについては利用集積には問題ないと、第1班は判断いたします。

続きまして、整理番号87番については、現在、キャベツが収穫済みで、きれいに耕運されており、利用集積に問題はないと、第1班は判断いたします。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第1地区 山田 推進委員

○第1地区（山田 英毅君）整理番号86番につきまして、現地の状況は現在キャベツが栽培されており、収穫作業の真っ最中です。このまましばらくは、収穫が継続され綾瀬の加工キャベツとして出荷されています。

続きまして整理番号87につきましては、現地の状況は耕運状態であり、農地として適正に管理されています。現地につきましては今後、春のレタスの作付が行われる予定と聞いており、86、87番ともに、利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどをよろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 86 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

○議長(古塩 貞夫君)続いて、整理番号 87 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

(委員 入室、着席)

○議長(古塩 貞夫君)ただ今、退席されていましたが、 委員が着席されました。現在の委員数は、委員 14 名、推進委員 3 名です。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 88 番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹)総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 88 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 10,462 平方メートル、申出地は 外 1 筆、地目畑、地積合計 1,982 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 30 年、3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、60 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は 歳、自作の畑 1,945 平方メートル、利用集積による畑、8,517 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母の 2 名で、従事日数は 280 日でございます。以上により、農業経営基盤 強化促進法 附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告願います。2 番 比留川 賢次委員

○2番（比留川 賢次君）整理番号88番については現在、キャベツ、白菜、小松菜、里芋等が栽培されており、これについては利用集積に問題ないと、第1班は判断いたします。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願ひます。

第2地区 峯山推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）本日審議がなされております農地利用集積計画決定議案について、12月20日、第1班に同行させていただき、現地調査を行ったことを報告させていただきます。現地の状況は先ほど第1班の代表委員が述べられたとおり、白菜、小松菜、キャベツ、里芋等が栽培されておりました。農地として適正に管理がなされていることから、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願ひいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号88番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、農用地利用集積計画決定事案、整理番号89番を議題といたしますが、整理番号89番、90番の2件は申出人であります賃借人及び借人が同一でございますので、一括して審議をお願ひしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願ひます。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。

申出人は記載のとおりでございます。申出地は[REDACTED]、地目畑、地積870平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年2月1日から令和9年1月31日までの3年間でございます。利用目的は果樹、設定初年は、平成24年、5回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、13ページの案内図をご参照願ひます。

貸人は、80日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号90番でございます。

申出人は記載のとおりでございます。申出地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積1,110平方メートルのうち、900平方メートルでございます。利用権の種類は賃貸借権、利用目的は露地野菜、設定初年は平成24年、5回目の権利設定でございます。申出人の耕作面積、利用権の設定期間につきましては、整理番号89番と同一でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。この2件の賃借人及び借人の状況でございますが、年齢は■■歳、利用集積による畑3,888平方メートル、利用集積による樹園地870平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機及び防除機を保有しており、農業従事者は、本人、父、母の3名で、従事日数は320日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告願います。2番 比留川 賢次委員

○2番（比留川 賢次君）整理番号89番については、現在、ブルーベリーが植えられており、多少の草は生えていましたが、利用集積には問題はなく、第1班としては問題ないと思います。整理番号90番についてはナスの収穫が終わった後の状態でした。利用集積には問題はなく、第1班としては問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。

この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第2地区 峯山推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は先ほど第1班の代表委員が述べられたとおり、整理番号89番についてはブルーベリー、90番については、ナスの収穫の後でした。借人は、園芸協会に加入し熱心に農業に取り組んでおります。ナス部会に加入し、生産者の中でも

若手で農業をしております。農地として適正に管理がなされていることから、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 89 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 90 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 91 番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 91 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 12,520.46 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■外 7 筆、地目畑、地積合計 3,121.46 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 3 年、2 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑 6,968 平方メートル、利用集積による畑 5,552.46 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、父、母の 4 名で、従事日数は 300 日でございます。

以上により、農業経営基盤 強化促進法 附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告願います。2番 比留川 賢次委員

○2番（比留川 賢次君）整理番号91番については、一部、ジャガイモが栽培されており、後はきれいに耕運されておりました。第1班といたしましては、利用集積は妥当と思われまます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第2地区 峯山 推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は先ほど第1班の代表が述べられたとおり、耕運状態で適正に管理されておりました。農地として適正に管理がされていることから、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号91番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、農用地利用集積計画決定事案、整理番号92番を議題といたしますが、整理番号92番、93番の2件は申出人であります賃借人及び借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。申出人は記載のとおりでございます。申出地は[REDACTED]外1筆、地目畑、地積合計996平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年2月1日から令和9年1月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初

年は、令和3年、2回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。

貸人は、300日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのごことでございます。

続きまして、総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号93番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は■■■■■■■■■■外1筆、地目畑、地積合計1,979平方メートルでございます。利用権の種類は賃貸借権、利用権の設定期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。設定初年は令和6年、新規の権利設定でございます。申出人の耕作面積、利用目的、都市計画区域等につきましては、整理番号92番と同一でございます。場所につきましては、21ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、50日農業従事しておりますが、管理が困難なことから貸し付けを行いたいとのごことでございます。

この2件の賃借人及び借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑1,288平方メートル、利用集積による畑26,955平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人1名で、従事日数は340日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法 附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告願います。2番 比留川 賢次委員

○2番（比留川 賢次君）整理番号92番についてはキャベツの収穫後、きれいに耕運されており、第1班としては、利用集積は妥当と思われれます。

続きまして、整理番号93番については、現在、キャベツが栽培されており、これについては特に問題はなく、第1班といたしましては、利用集積は妥当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います第2地区 峯山推進委員

○第2地区(峯山 健吾君) 現地の状況は先ほど第1班の代表が述べられたとおり、整理番号92番は耕運状態で、93番はキャベツが栽培されていました。借人は園芸協会に加入し熱心に農業に取り組んでおります。トウモロコシ、レタス、キャベツ部会に加入し、 部会では、 を務めております。農地として適正に管理がなされていることから利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号92番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

○議長(古塩 貞夫君) 続いて、整理番号93番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、日程3号、報告第11号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長(浦山事務局長) それでは、議案書の22ページをご覧ください。日程第3号報告第11号専決処分等についてでございます。

1、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので同条第3項の規定によりご報告いたします。

始めに、農地法第5条第1項第6号の規定による届出、整理番号30番から38番の9件でございます。転用の内容は、整理番号30番は資材置場、整理番号31番から38番は住宅敷地で、地積合計1,778.62平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

議案書の24ページをご覧ください。2の「農地法第18条第6項の規定による通知」整理

とおりでございます。

議案書の 24 ページをご覧ください。2 の「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」整理番号 5 番でございます。本日、議案、初めに行いました第 49 号、農地法第 5 条の許可申請事案の事前手続によるものでございます。利用権の設定を受けた賃借人の申し出により令和 5 年 12 月 5 日付けで人と合意解約がなされたため、届出人から農業委員会に対し通知があったものでございます。なお、合意、解約日につきましては、令和 6 年 1 月 3 日、都市計画区域等は、市街化調整区域、農用地外でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 11 号専決処分等についてを終わります。


以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、第 6 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。


10 時 15 分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

金子美登里 

綾瀬市農業委員会委員

橋本 久思 